

平成27年10月6日

## 桜美林大学指定航空従事者養成施設「検証・改善委員会」報告（概要）

学校法人桜美林学園理事会 殿

### 桜美林大学指定航空従事者養成施設「検証・改善委員会」

国土交通省は、桜美林大学が設置している指定航空従事者養成施設に対する随時検査の過程において明らかになった一連の不備事項を指摘した。この指摘を受けて学校法人桜美林学園理事会は、桜美林大学指定航空従事者養成施設「検証・改善委員会」の設置を決定し、外部有識者を中心として6人の委員を任命した。

国土交通省航空局による主たる指摘は、施設の運営体制、特に教育プログラムの質を保証するデータの確認過程における不備に関するものであった。これらを詳細に検証した結果、主として2つの問題に集約されることが明らかになった。すなわち、(a) 規程、訓練記録類及び管理と、(b) 教官任用教育関連（特に実技教官任用）である。それらの一次的要因としては、規程、訓練記録類及び管理ならびに技能審査において、指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準に含まれる技能審査員の職責が適切に果たされなかったこと、特に技能審査の対象となる教育課程を遵守するための過程の随時確認や再確認の手順が適切に機能しなかったことが挙げられる。二次的要因としては、桜美林大学において、上述した諸原因を組織的バックアップ体制の適切な運用によって早期に発見し、かつ是正できなかつたといえよう。

桜美林大学より、指定航空従事者養成施設の再指定に向けての改善策および将来への方針が委員会に提出され、改善策は適切であると認められる。

航空従事者養成施設の指定は、指定を受けた養成施設と国との間の継続的質保証という信頼関係の上に成立している。今回、桜美林大学が指定航空従事者養成施設の自主返上に至った経緯の検証結果は、そうした継続的質保証における両者の信頼関係を損なうおそれを有しており、昨今、四年制大学が担い始めた航空従事者養成という新たな時代の将来に、ステークホルダーを含め社会一般に少なからぬ懸念を与えたことを重く受けとめる必要がある。特に指定航空

従事者養成施設においては、技能審査員の職責は非常に重要であり、だからこそ専門的機能分化により専門職としての教育職（大学設置基準第14条第6項）が与えられ、一般の大学教育職とは大きく異なっている点にこのほか留意する必要がある。個々の技能審査員は、その専門的職責を十分に理解した上で、適切に行動し、その職責を全うしなければならない。

桜美林大学は、検証過程で明らかになった「技能審査」体制のあり方およびリスク回避の方法、海外における技能訓練の体制、持続可能な質保証等々が適切に機能するように、人心を一新して組織や体制の改善に真摯に取り組み、自助努力を継続すべきである。

学校法人桜美林学園はもとより、最終的に教育プログラムの責任を負っている桜美林大学は、継続的質保証の組織的バックアップが適切に機能するよう、体制を整備しなければならない。優れた技能訓練のみならず、大学教育としての付加価値を備え、大学が担う航空従事者養成施設として、豊かな教養を基礎に置いた高度な技能訓練を担うことによって、今回の経験および課題が学修システム発展の糧となり、問題が決して再発することがないように持続可能な質保証を実現し、さらに向上することによって、将来に繋がる積極的発展を遂げるよう期待する。

以上